

# ウィルビィバンビーノ 保育課程



(新改定版)

平成 30 年 4 月 1 日  
有限会社ウィルビィ

# 《目 次》

はじめに（新改訂版発行にあたって）	P 3
第1章 総 則	
1 ウィルビィが考える保育所の新たな役割とは何か？	P 4
2 ウィルビィバンビーノの運営方針	P 4
3 ウィルビィスタッフの心構え	P 5
4 保育所保育に関する基本原則	P 6
5 養護に関する基本的事項	P 7
6 保育の計画と評価	P 8
7 幼児教育を行う施設として共有すべき事項	P 10
第2章 保育の内容	
1 乳児保育に関わるねらい及び内容	P 12
2 1歳以上3歳未満の保育に関わるねらい及び内容	P 14
第3章 健康及び安全	
1 子どもの健康支援	P 18
2 食育の推進	P 19
3 環境及び衛生管理並びに安全管理	P 19
4 災害への備え	P 20
第4章 子育て支援	
1 保育所における子育て支援に関する基本的事項	P 21
2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援	P 21
3 地域の保護者に対する子育て支援	P 22
第5章 職員の資質向上	
1 職員の資質向上に関する基本的事項	P 22
2 施設長の責務	P 23
3 職員の研修等	P 23
4 研修の実施体制	P 23
【参考資料】（旧保育所保育指針に基づく旧ウィルビィバンビーノ保育課程より）	P 25
年齢別保育内容とねらい	
① おおむね0歳6ヶ月～1歳3ヶ月未満の頃	P 25
② おおむね1歳3ヶ月～2歳未満の頃	P 27
③ おおむね2歳の頃	P 30
④ おおむね3歳の頃	P 32
保育課程と個別保育計画作成について（作成マニュアル）	P 35

## 《はじめに》（新改定版発行にあたって）

ますます加速する超少子高齢社会の中で、子育て家庭は、親子共々人や自然に関わる経験が減り、子どもにふさわしい生活時間や生活リズムが作れず、体験がないために子育てに対する不安や悩みを抱える保護者が増加しています。同時に、地域社会においても、地域全体の養育力が弱まってきており、さらに、児童虐待の増加も見られるなど、子どもを取り巻く環境は深刻化する一方です。

そのような時代の中で、ウィルビィバンビーノ保育課程は無認可保育所時代の平成 25 年に最初に制定し、平成 28 年に認可保育所として再スタートするに当たり、「改訂版」を編成し、保育所としての社会的役割を自覚し、保育の質を高め、次世代子育て支援事業所としての歩みを力強く推進し、以て地域保育・地域養育力の向上に微力ながら寄与しているものと自負しております。

保育課程とは、保育活動の基本となるものであり、保育所全体の保育方針や目標を共通言語として明確にすることで、保育士および関係職員全員が共通認識を深め、チームウィルビィとして力を合わせて、お預かりするお子様の最善の利益と豊かな成長に向けて計画的に保育を行っていくことが出来るようにするものです。

今般、そのウィルビィバンビーノ保育課程の法的な裏付けとなっている児童福祉法 35 条に基づく「保育所保育指針」が平成 29 年 3 月 31 日に改定告示され、平成 30 年 4 月 1 日より適用される事となりました。

全ての子どもに養護と教育が一体的に等しく提供される質の高い保育の充実、保育所の専門性を生かした子育て支援、地域との連携等、従前から求められている保育所の役割と機能はさらに高度な専門性が問われる内容に変化し、特に 3 歳未満児の時期における「学びの芽生え」が生涯の社会情動的側面に強い影響を与え、ひいては社会全体に大きな影響を与えるものであることを強く認識するものとなっています。

今回の保育所保育指針の改定を受けて、ウィルビィバンビーノ保育課程も、このような時代の変化を臨機に捉えて、保育所としての社会的責任を果たすべく 2 度目の改定を行うことと致しました。

このウィルビィバンビーノ保育課程(新改定版)をベースに保育計画を策定し、お子様の成長を継続的に捉え、年齢別の発達過程に応じた保育のねらいや内容を構成して、組織的・計画的な保育を実践し、また職員の資質向上を図ることで、より良い保育活動の展開を強力に進めて参ります。

また、巻末には平成 28 年の改訂版に記載していた「年齢別保育内容とねらい」をそのまま参考資料として残すことで、制度の変化に振り回されること無く、ウィルビィとしての連続性のある保育が展開できるように工夫しています。

最後になりましたが、保護者の皆様はじめ、関係各位の益々のご指導ご鞭撻をお願い申し上げまして、ウィルビィバンビーノ保育課程(新改訂版)策定のご挨拶と致します。

平成 30 年 4 月 1 日

有限会社ウィルビィ

ウィルビィバンビーノ

園長 五 島 秀 一

# 第1章 総 則

## 1、《ウィルビィが考える保育所の新たな役割とは何か?》

### (1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現について

働きながら子育てをしている家庭を支える地域資源としての通常の保育機能はもとより、特に母子家庭・父子家庭と言われる一人親家庭の支援については、それぞれのニーズに柔軟に応える必要があります。

### (2) 特別な支援を必要とする子どもの対応について

発達障害等によって通常の保育だけでは通常の育ちが難しいお子様に対して、そのお子様にあった適切な発達の援助をする必要がある事に対して、障がい福祉事業所として長年培ってきた障害のあるお子様への支援技法を活用し、適切に対応する事が出来ます。

### (3) 延長保育について

働き方改革が進む中で、働き方そのものがさらに多様化することは明確であり、家庭の養育力、地域の養育力の低下により、子育て世帯の働きにくさはますます大きくなっています。それぞれのご家庭の実情を十分に考慮し、一定一律の対応に陥らないように柔軟に対応する必要があります。

### (4) 社会資源としての役割について

子育てに関する専門性を生かし、相談、助言などを日々の登降園の受渡し時等を含めて、様々な機会をとらえて実施すると共に、季節行事等を通じて子育て家庭に交流の場を提供し、地域に密着した社会資源としての役割を担う必要があります。

### (5) 児童虐待について

件数は近年増加の一途をたどっています。児童虐待防止法に規定される身体的虐待、性的虐待、ネグレクト(養育放棄)、心理的虐待の啓蒙啓発をするとともに、日々の子どもの身体状態、情緒面や行動、養育の状態等について、専門的知見から十分に観察し、保護者との何気ない会話等にも注意を払い、変化を見過ごすことの無いように早期発見に努める必要があります。

### (6) 災害への備えについて

東日本大震災を経て、安全・防災に対する社会的認識が高まっています。同時にゲリラ豪雨等のかつて経験の無い天候の激変に対する災害対策も必要となっています。その時に備えて平時から体制を作り備える必要があると同時に、地域の中にあっては、臨時の避難場所としての機能も果たし得る社会資源として準備に努める必要があります。

## 2、《ウィルビィバンビーノの運営方針》

### (1) 楽しい保育、安心な保育、安全な保育の実践

①小規模型の特徴を十分に生かし、ひとり一人に細やかな目配りの行き届いた環境の下に、子どもとの安定した信頼関係を築き、楽しい遊びを通じて子どもの様々な要求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ることで「生きていく力の芽生え」を助長します。

②乳幼児期における自己制御・忍耐力といった情動的な育ちが、大人になってからの生活に大きな影響を及ぼすことから、年齢相応の基本的な生活習慣の獲得と同時に、生涯の「学ぶ力の芽生え」を促します。

(2) 心のバリアを取り除くための具体的保育の実践

①障がいのある人も無い人も、高齢者も若者も、男も女も、様々な個性が共に光り輝くことの出来るノーマライゼーション社会の実現に向けて、人に対する愛情と信頼といった経験を積み、偏見の無い「穏やかな道徳性の芽生え」を助長します。

②障がい福祉事業を併設していることを活かして、他者との触れ合いを通じて、他者との違いを受入れ、自分以外への興味や関心を育み、表現力や創造性の礎となる「豊かな感性の芽生え」を助長します。

(3) 福祉現場で働くお母さん・お父さんへのエールとなる実践

①超少子高齢社会の中で、福祉・介護現場で働く人たちは増加の一途をたどっています。その一方で子育てに手をとられ止む無く仕事を離れていく人も増加し、その事が福祉・介護現場での労働者の定着を阻み、福祉サービスの質の低下の原因にもなっています。

ウィルビィは福祉・介護事業所としての長年のノウハウを社会に還元できるように、そのような現場で働くお母さん・お父さんへの支援を強力に進めます。

### 3、《ウィルビィスタッフの心構え》

(1) 社是 「天上天下唯我独尊」

「花にも色々あって、桜だけが花ではない。道に咲く花、闇に咲く花。ドクダミもあればボケという花もある。みんな精一杯咲いている。人間だって同じこと。歌手に俳優、政治家先生、プロスポーツの花形選手、……華やかな、そんなのだけが人生ではない。あるがまま、ありのまま、アンタが主役。貴方は貴方だけのオリジナル。貴方にしか歩けない素晴らしい人生・一筋の道がある。

障がいがあるがなかろうが、人それぞれに生き方、見方、考え方があって当たり前。人生は栄枯盛衰。照る日、曇る日、泣き笑い。どんな時代、どんな環境でも貴方が生きる道は必ずあるはず。

Going my way ! 自らの歩幅で歩くしかない。障がいがあるがなかろうが、自分の人生を、仕事を、役割を、精一杯我が人生を生きること。自分を燃やして光ること。二度と繰り返すことの出来ない人生を、後悔することのないような、素晴らしいものにする為に。ナンバーワンにならなくても、オンリーワンでありさえすれば、輝く未来は、今、貴方の手中にある!!」

ウィルビィの保育士等スタッフ（以下単に「スタッフ」という。）は、ひとり一人の個性や人生を大切に、人権を守るといふ、この社是の考え方を基本にして、お子様の最善の利益を考慮し、ひとり一人の人格を尊重し、権利を守り、豊かな環境の下、様々な活動を展開し、そのお子様にとって「最もふさわしい生活の場」の提供に努めます。

(2) スタッフは、保育に関する専門性の研鑽に努め、家庭との緊密な連携の下、保護者と一体となってお子様愛情豊かに関わります。

(3) スタッフは、保護者や地域社会に保育の内容を適切に説明するよう努めます。保護者等に対しては、保育所を適切かつ円滑に利用できるよう情報を開示致します。

(4) スタッフは、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって保育すると共に、保護者に対して子育てに関する情報発信を心がけます。

(5) スタッフは、お子様やご家族の個人情報適切に取り扱い、情報漏れが絶対に無いように努めるとともに、苦情等が出された場合には、真摯な態度で適切にその解決を図り、保育の改善につながるよう努めます。

## 4、《保育所保育に関する基本原則》

### (1) ウィルビィバンビーノの保育所としての役割

ア ウィルビィバンビーノは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場としての役割を果たします。

イ ウィルビィバンビーノは、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、豊かな環境を通して、「養護」と「教育」を一体的に展開します。

ウ ウィルビィバンビーノは、子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

エ ウィルビィバンビーノの保育士は、保育所の役割及び機能が適切に発揮できるように、倫理観に裏打ちされた知識・技術及び判断をもって保育をするとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、そのための専門性の向上に絶えず努めます。

### (2) ウィルビィバンビーノの保育目標

ア 保育所は、子どもの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期にその生活の大半を過ごす場です。このため、ウィルビィバンビーノの保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指します。

- ① 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持と情緒の安定を図ります。
- ② 健康、安全など、生活に必要な基本的習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培います。
- ③ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主・自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培います。
- ④ 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培います。
- ⑤ 生活を通して、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解するための言葉の豊かさを養います。
- ⑥ 体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培います。

イ 保護者の意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に考慮し、保育士等の専門性を生かして、その援助に当たります。

### (3) ウィルビィバンビーノ保育の方法

国の保育指針に掲げる保育の目標を達成するために、保育士等は次の事項に留意して保育を行います。

ア ひとり一人の子どもの状況や家庭での生活実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感の中で活動できるよう、主体としての子どもの思いや願いを受け止めること。

イ 子どもたちの生活のリズムを大切に、安定した活動ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。

- ウ 子どもの発達過程について理解し、ひとり一人の発達の個人差に十分に配慮すること。
- エ 子ども同士が互いに尊重する心を大切にし、集団での活動を効果あるものにするよう援助すること。
- オ 子どもが自発的・意欲的に関わられるような環境を構成し、子どもの主体的な相互活動を大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活と遊びを通して、総合的に保育すること。
- カ ひとり一人の保護者の状況や意向を理解し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえて適切に援助すること。

#### (4) ウィルビィバンビーノの保育環境

スタッフなどの人的環境、設備や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象など、人・物・場といった環境が相互に関連し、子どもの生活が豊かなものになるように、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成します。

- ア 子ども自らが環境に関わり、様々な体験を積めるように配慮すること。
- イ 子どもの活動が豊かに展開できるように、設備や環境を整え、保健的環境や安全の確保に努めること。
- ウ 保育室は温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場であるように配慮すること。
- エ 子どもが人と関わる力を育てるため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

#### (5) ウィルビィバンビーノの社会的責任

- ア 子どもの人権に十分に配慮するとともに、ひとり一人の人格を尊重して保育を行います。
- イ 地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、ウィルビィバンビーノが行う保育の内容を適切に説明するよう努めます。
- ウ 子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対して、その解決を図るよう努めます。

## 5、《養護に関する基本的事項》

### (1) 養護の理念

保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、「養護」及び「教育」を一体的に行うことを特性とし、保育所における保育全体を通じて、養護に関する「ねらい」及び「内容」を踏まえた保育が展開されなければならない。

### (2) 養護に関わるねらい及び内容

- ア 生命の保持
  - (ア) ねらい
    - ① ひとり一人の子どもが、快適に生活できるようにする。

- ② ひとり一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。
- ③ ひとり一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。
- ④ ひとり一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。

(イ) 内容

- ① ひとり一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。
- ② 家庭との連携を密にし、嘱託医等との連携を図りながら、子どもの疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な保育環境の維持及び向上に努める。
- ③ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して、子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、子どもの発達過程等に応じた適切な生活のリズムがつけられていくようにする。
- ④ 子どもの発達過程等に応じて、適度な運動と休息を取ることが出来るようにする。また、食事、排泄、衣類の着脱、清潔などについて、子どもが意欲的に生活できるよう適切に援助する。

イ 情緒の安定

(ア) ねらい

- ① ひとり一人の子どもが、安定感を持って過ごせるようにする。
- ② ひとり一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことが出来るようにする。
- ③ ひとり一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
- ④ ひとり一人の子どもがくつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒されるようにする。

(イ) 内容

- ① ひとり一人の子どもが置かれている状態や発達過程などを的確に把握し、子どもの欲求を適切に満たしながら、応答的に触れ合いや言葉かけを行う。
- ② ひとり一人の子どもの気持ちを受容し、共感し、子どもと継続的な信頼関係を築いていく。
- ③ 保育士等との信頼関係を基盤に、ひとり一人の子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信を持つことが出来るよう成長の過程を見守り、適切に働きかける。
- ④ ひとり一人の子どもの生活のリズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図り、適切な食事や休息が取れるようにする。

## 6、《保育の計画と評価》

(1) 全体的な計画の作成

ア 保育の目標を達成するために、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活全体を通して総合的に展開されるように、全体的な計画を作成します。

イ 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ち

に関する長期的見通しを持って適切に作成します。

ウ 全体的な計画は、保育活動の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく「指導計画」「保健計画」「食育計画」等を適切に作成します。

## (2) 指導計画の作成

ア 全体的な計画に基づき具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、日々の生活に即した短期的な指導計画を作成します。

イ 指導計画の作成に当たっては、子どもひとり一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意します。

(ア) 3歳未満児については、ひとり一人の成育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。

(イ) 3歳以上については、個の成長と子ども相互の関係や協同的な活動が促されるように配慮すること。

(ウ) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、ひとり一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるように配慮すること。

ウ 指導計画においては、子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、具体的なねらい及び内容を設定します。また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切にして適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにします。

エ 一日の生活のリズムや在園時間が異なる子供が共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と開放感の調和を図ります。

オ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることの出来る安全な環境を確保するとともに、在園時間が異なることや睡眠時間に差があるので、一律とならないように配慮します。

カ 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけます。

キ 障がいのある子どもの保育については、個別の発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、障がいのある子もいない子も共に成長出来るよう指導計画に位置付けます。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成します。

## (3) 指導計画の展開

指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意します。

ア 施設長、保育士など、全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。

イ 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、望ましい方向に向かって自ら展開できるよう必要な援助を行うこと。

ウ 子どもが主体的な活動を促すには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。

エ 保育士等は、子どもの実態や取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画の見直しを行い、改善を図ること。

#### (4) 保育内容の評価

##### ア 保育士等の自己評価

- (ア) 保育士等は、保育の計画や記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めます。
- (イ) 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分に配慮します。
- (ウ) 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや、職員相互の話合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にし、全体の保育の内容に関する認識を深めます。

##### イ 自己評価

- (ア) 保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、ウィルビバンビーノの保育内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めます。
- (イ) 自己評価を行うに当たっては、地域の実情や実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組みます。
- (ウ) 設備運営基準第 36 条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くよう努めます。

#### (5) 評価を踏まえた計画の改善

- ア ウィルビバンビーノは、評価の結果を踏まえ、保育内容等の改善を図ります。
- イ 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取り組みにより、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解を持って取り組みます。

## 7、《幼児教育を行う施設として共有すべき事項》

#### (1) 育みたい資質・能力

- ア 保育所においては、生涯にわたる生きる力の基礎を培うため、保育の目標を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むように努めます。
  - (ア) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、出来たりする「知識及び技能の基礎」
  - (イ) 気付いたことや、出来るようになったことを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
  - (ウ) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」
- イ アに示す資質・能力は、保育活動全体によって育むよう努めます。

#### (2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

##### ア 健康な心と身体

保育所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と身体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活を作り出すようになる。

## イ 自立心

身近な環境に主体的に関わり、様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、考えたり工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

## ウ 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的に向けて工夫したり、協力しながら、充実感をもってやり遂げるようになる。

## エ 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、して良いこと悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したり、相手の立場に立って行動するようになる。また、決まりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、折り合いをつけながら、決まりを作ったり、守ったりするようになる。

## オ 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちを持ち、地域の身近な人と触れ合う中で、様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみを持つようになる。また、様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなど、社会とのつながりを意識するようになる。

## カ 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みを感じとったり、考えたり、予測したり、工夫するなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分とは異なる考えがあることに気付き、自ら考えなおしたり、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをより良いものにするようになる。

## キ 自然との関わり・生命尊重

自然に触れる体験を通じて、自然の変化を感じ、好奇心や探究心をもって考え、言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることをもちかえりをもって関わるようになる。

## ク 数量や図形、標識や文字への関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字に親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づき、これらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

## ケ 言葉による伝え合い

保育士等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりと、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

## コ 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ、感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲を持つようになる。

## 第2章 保育の内容

保育における「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である。

ここからは、「ねらい」及び「内容」を具体的に把握するため、主に教育に関わる視点から示しているが、実際の保育においては、養護と教育が一体となって展開されることに留意する必要がある。

### 1. 《乳児保育に関わるねらい及び内容》

#### (1) 基本的事項

ア 乳幼児期の発達について、視覚・聴覚などの感覚や座る・はう・歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成されるという特徴がある。これらを踏まえて、乳幼児保育は、特に愛情豊かに、応答的に行われることが必要である。

イ この時期の発達の特徴を踏まえ、「ねらい」及び「内容」については、身体的発達に関する視点を「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点を「身近な人と気持ちを通じ合う」、精神的発達に関する視点を「身近なものに関わり感性が育つ」として示している。

ウ 本項の示す保育の内容は、養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である。

#### (2) ねらい及び内容

ア 健やかに伸び伸びと育つ

健康な心と身体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う。

(ア) ねらい

- ① 身体感覚が育ち、快適な環境に心地よさを感じる。
- ② 伸び伸びと身体を動かし、はう・歩くなどの運動をしようとする。
- ③ 食事、睡眠等の生活のリズムの感覚が芽生える。

(イ) 内容

- ① 愛情豊かな受容の下で、生理的・心理的欲求を満たし、心地よく生活をする。
- ② ひとり一人の発育に応じ、はう・立つ・歩くなど、十分に身体を動かす。
- ③ 個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、食品に慣れ、食べることを楽しむ。
- ④ ひとり一人の生活のリズムに応じて、安全な環境の下で十分に午睡をする。
- ⑤ おむつ交換や衣服の着脱などを通じて、清潔の心地よさを感じる。

(ウ) 内容の取扱いに関する留意事項

- ① 心と身体は健康は、相互に密接な関係があることを踏まえ、温かい触れ合いの中で、心と身体を発達を促すこと。特に、寝返り・お座り・はいはい・つかまり立ち・伝い歩きなど、発育に応じて、遊びの中で身体を動かす機会を十分に確保し、自ら

身体を動かそうとする意欲が育つようにすること。

- ② 健康な心と身体を育てるためには、望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食の完了期に向けて、様々な食品に徐々に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。

なお、食物アレルギーのある子どもへの対応については、嘱託医等の指示や協力の下に適切に対応すること。

## イ 身近な人と気持ちが通じ合う

受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培う。

### (ア) ねらい

- ① 安心できる関係の中で、身近な人と共に過ごす喜びを感じる。
- ② 身体の動きや表情、発声等により、保育士等と気持ちを通わせようとする。
- ③ 身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感が芽生える。

### (イ) 内容

- ① 子どもからの働きかけを踏まえた応答的な触れ合いや言葉がけによって、欲求が満たされ、安定感をもって過ごす。
- ② 身体の動きや表情、発声、喃語等を優しく受け止めてもらい、保育士等とのやりとりを楽しむ。
- ③ 生活や遊びの中で、自分の身近な人の存在に気付き、親しみの気持ちを表す。
- ④ 保育士等による語りかけや歌いかけ、発声や喃語への応答を通じて、言葉の理解や発語の意欲が育つ。
- ⑤ 温かく、受容的な関わりを通じて、自分の肯定する気持ちが芽生える。

### (ウ) 内容の取扱いに関する留意事項

- ① 保育士等との信頼関係に支えられて生活を確立していくことが人と関わる基盤となることを考慮して、子どもたちの多様な感情を受け止め、温かく受容的・応答的に関わり、ひとり一人に応じた適切な援助を行うようにすること。
- ② 身近な人に親しみをもって接し、自分の感情などを表し、それに相手が応答する言葉を聞く事を通して次第に言葉が獲得されていくことを考慮して、楽しい雰囲気の中での保育士等との関わり合いを大切にし、ゆっくりと優しく話しかけるなど、積極的に言葉のやり取りを楽しむことができるようにすること。

## ウ 身近なものに関わり感性が育つ

身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培う。

### (ア) ねらい

- ① 身の回りのものに親しみ、様々なものに興味や関心を持つ。
- ② 見る、触れる、探索するなど、身近な環境に自分から関わろうとする。
- ③ 身体の諸感覚による認識が豊かになり、表情や手足、身体の動き等で表現する。

(イ) 内容

- ① 身近な生活用具、玩具、絵本などが用意された中で、ものに対する興味や好奇心を持つ。
- ② 生活や遊びの中で様々なものに触れ、音、形、色、手触りなどに気付き、感覚の働きを豊かにする。
- ③ 保育士等と一緒に様々な色彩や形のものや絵本などを見る。
- ④ 玩具や身の回りのものを、つまむ、つかむ、たたく、引っ張るなど、手や指を使って遊ぶ。
- ⑤ 保育士等のあやし遊びに機嫌よく応じたり、歌やリズムに合わせて手足や身体を動かして楽しんだりする。

(ウ) 内容の取扱いに関する留意事項

- ① 玩具などは、形・色・大きさ・音など、子どもの発達状態に応じて適切なものを選び、その時々の子どもの興味や関心を踏まえるなど、遊びを通して感覚の発達が促されるものとなるように工夫すること。なお、安全な環境の下で、子どもが探索意欲を満たして自由に選べるよう、身の回りの物については、常に十分な点検を行う。
- ② 乳幼児においては、表情・発声・身体の動きなどで、感情を表現することが多いことから、表現しようとする意欲を積極的に受け止めて、子どもが様々な活動を楽しむことを通して表現が豊かになるようにすること。

**(3) 保育の実施に関わる留意事項**

- ア 乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、ひとり一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。
- イ ひとり一人の成育の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が応答的に関わるように努めること。
- ウ 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、健康や安全に適切に対応するため、栄養士や看護師がその専門性を生かした対応を図る。
- エ 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者支援に努めていくこと。
- オ 担当保育士が替わる場合には、子どものそれまでの成育歴や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

## 2, 《1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容》

(1) 基本的事項

ア この時期には、歩き始めから、走る、跳ぶなどへと基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体的機能も整うようになる。つまむ、めくる等の指先の機能も発達し、食事、衣類の着脱なども保育士等の援助の下で自分でできるようになる。発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる。

このように自分でできることが増えてくる時期であることから、保育士等は、子どもの生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊か

に、応答的に関わる必要がある。

イ 本項では、この時期の発達の特徴を踏まえ、心身の健康に関する領域を「健康」、人との関わりに関する領域を「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域を「環境」、言葉の獲得に関する領域を「言葉」、感性と表現に関する領域を「表現」として示している。

ウ 本項の各領域は、養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である。

## (2) ねらい及び内容

### ア 健康

健康な心と身体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

#### (ア) ねらい

- ① 明るく伸び伸びと生活し、自分から身体を動かすことを楽しむ。
- ② 自分の身体を十分に動かし、様々な動きをしようとする。
- ③ 健康、安全な生活に必要な習慣に気付き、自分でしてみようとする気持ちが育つ。

#### (イ) 内容

- ① 保育士等の愛情豊かな受容の下で、安定感をもって生活する。
- ② 食事や午睡、遊びと休息など、保育所における生活のリズムが形成される。
- ③ 走る、跳ぶ、登る、押す、引っ張るなど全身を使う遊びを楽しむ。
- ④ 様々な食品や調理形態に慣れ、ゆったりとした雰囲気の中で食事や間食を楽しむ。
- ⑤ 身の回りを清潔に保つ心地よさを感じ、その習慣が少しずつ身に付く。
- ⑥ 保育士等の助けを借りながら、衣類の着脱を自分でしようとする。
- ⑦ 便器での排泄に慣れ、自分で排泄が出来るようになる。

#### (ウ) 内容の取扱いに関する留意事項

- ① 心と身体の健康は、相互に密接な関連があることを踏まえ、子どもの気持ちに配慮した温かい触れ合いの中で発達を促すこと。特に、ひとり一人の発育に応じて、身体を動かす機会を十分に確保し、自ら身体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
- ② 健康な心と身体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆったりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。なお、食物アレルギーのある子どもへの対応については、嘱託医の指示や協力の下に、適切に対応すること。
- ③ 排泄については、ひとり一人の排尿間隔等を踏まえ、おむつが汚れていないときに便器に座らせるなどにより、少しずつ慣れさせようとする。
- ④ 食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本的な習慣については、ひとり一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。また、基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、家庭との適切な連携の下で行うようにすること。

### イ 人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

(ア) ねらい

- ① 保育所での生活を楽しみ、身近な人と関わる心地よさを感じる。
- ② 周囲の子ども等への興味や関心が高まり、関わりをもとうとする。
- ③ 保育所の生活の仕方に慣れ、きまりの大切さに気付く。

(イ) 内容

- ① 保育士や周囲の子ども等との安定した関係の中で、共に過ごす心地よさを感じる。
- ② 保育士等との受容的・応答的な関わりの中で、共に過ごす心地よさを感じる。
- ③ 身の回りに様々な人がいることに気付き、徐々に他の子どもと関わりをもって遊ぶ。
- ④ 保育士等の仲立ちにより、他の子どもとの関わり方を少しずつ身に付ける。
- ⑤ 保育所の生活の仕方に慣れ、きまりがあることや、その大切さに気付く。
- ⑥ 生活や遊びの中で、年長児や保育士等の真似をしたり、ごっこ遊びを楽しんだりする。

(ウ) 内容の取扱いに関する留意事項

- ① 保育士等との信頼関係に支えられて生活を確立するとともに、自分で何かをしようとする気持ちが旺盛になる時期なので、そのような子どもの気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わり、適切な援助を行うこと。
- ② 思い通りにいかない場合等の子どもの不安定な感情の表出については、保育士等が受容的に受け止めるとともに、そうした気持ちから立ち直る経験や感情をコントロールすることへの気付き等につなげていけるように援助すること。
- ③ この時期は、自己と他者との違いの認識がまだ十分でないことから、子どもの自我の育ちを見守るとともに、保育士等が仲立ちとなって、自分の気持ちを相手に伝えることや、相手の気持ちに気付くことの大切さなど、友達の気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えていくこと。

ウ 環境

周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

(ア) ねらい

- ① 身近な環境に親しみ、触れ合う中で、様々な興味や関心を持つ。
- ② 様々なものに関わる中で、発見を楽しんだり、考えたりしようとする。
- ③ 見る、聞く、触るなどの経験を通して、感覚の働きを豊かにする。

(イ) 内容

- ① 安全で活動しやすい環境での探索活動等を通して、見る、聞く、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。
- ② 玩具、絵本、遊具などに興味を持ち、それらを使った遊びを楽しむ。
- ③ 身の回りの物に触れる中で、形、色、大きさ、量などの物の性質や仕組みに気付く。
- ④ 自分の物と人の物の区別や、場所的感覚など、環境を捉える感覚が育つ。
- ⑤ 身近な生き物に気付き、親しみをもつ。
- ⑥ 近隣の生活や季節の行事などに興味や関心をもつ。

(ウ) 内容の取扱いに関する留意事項

- ① 玩具などは、音質、形、色、大きさなど子どもの発達状態に応じて適切なものを選び、遊びを通して感覚の発達が促されるように工夫すること。

- ② 身近な生き物との関わりについては、子どもが命を感じ、生命の尊さに気付く経験へとつながるものであることから、そうした気付きを促すような関わりとなるようにすること。
- ③ 地域の生活や季節の行事などに触れる際には、社会とのつながりや地域社会の文化への気付きにつながるものとなることが望ましいこと。その際、保育所内外の行事や地域の人々との触れ合いなどを通して行うこと等も考慮すること。

## エ 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や表現する力を養う。

### (ア) ねらい

- ① 言葉遊びや言葉で表現する楽しさを感じる。
- ② 人の言葉や話などを聞き、自分でも思ったことを伝えようとする。
- ③ 絵本や物語等に親しむとともに、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを通わせる。

### (イ) 内容

- ① 保育士等の応答的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。
- ② 生活に必要な簡単な言葉に気付き、聞き分ける。
- ③ 親しみをもって日常の挨拶に応じる。
- ④ 絵本や紙芝居を楽しみ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣をしたりして遊ぶ。
- ⑤ 保育士等とごっこ遊びをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。
- ⑥ 保育士等を仲立ちとして、生活や遊びの中で友達との言葉のやり取りを楽しむ。
- ⑦ 保育士等や友達の言葉や話に興味や関心をもって、聞いたり、話したりする。

### (ウ) 内容の取扱いに関する留意事項

- ① 身近な人に親しみをもって接し、自分の感情などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して、次第に言葉が獲得されていくものであることを考慮して、楽しい雰囲気の中で保育士等との言葉のやり取りができるようにすること。
- ② 子どもが自分の思いを言葉で伝えるとともに、他の子どもの話などを聞くことを通して、次第に話を理解し、言葉による伝え合いが出来るようになるよう、気持ちや経験等の言語化を行うことを援助するなど、子ども同士の関わりの中を仲立ちを行うようにすること。
- ③ この時期は、片言から、二語文、ごっこ遊びでのやり取りができる程度へと、大きく言葉の習得が進む時期であることから、それぞれの子どもの発達の状況に応じて、遊びや関わり工夫など、保育の内容を適切に展開することが必要であること。

## オ 表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通じて、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

### (ア) ねらい

- ① 身体の内外的感覚の経験を豊かにし、様々な感覚を味わう。
- ② 感じたことや考えたことなどを自分なりに表現しようとする。
- ③ 生活や遊びの様々な体験を通して、イメージや感性が豊かになる。

### (イ) 内容

- ① 水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。
- ② 音楽、リズムやそれに合わせた身体の動きを楽しむ。

- ③ 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりして楽しむ。
- ④ 歌を歌ったり、簡単な手遊びや全身を使う遊びを楽しんだりする。
- ⑤ 保育士等からの話や、生活や遊びの中での出来事を通して、イメージを豊かにする。
- ⑥ 生活や遊びの中で、興味のあることや経験したことなどを自分なりに表現する。

(ウ) 内容の取扱いに関する留意事項

- ① 子どもの表現は、遊びや生活の様々な場面で表出されているものであり、それらを積極的に受け止め、様々な表現の仕方や感性を豊かにする経験となるようにすること。
- ② 子どもが試行錯誤しながら様々な表現を楽しむことや、自分の力でやり遂げる充実感などに気付くよう、温かく見守るとともに、適切に援助を行うようにすること。
- ③ 様々な感情の表現等を通じて、子どもが自分の感情や気持ちに気付くようになる時期であることから、受容的な関わりの中で、自信をもって表現をすることや、諦めずに続けた後の達成感等を感じられるような経験が蓄積されるようにすること。
- ④ 身近な自然や身の回りの事物に関わる中で、発見や心が動く経験が得られるよう、感覚を働かせることを楽しむ遊びや素材を用意するなど、保育の環境を整えること。

(3) 保育の実施に関わる配慮事項

- ア 特に感染症にかかりやすい時期なので、身体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけること。
- イ 探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れること。
- ウ 自我が形成され、子どもが自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であるから、情緒の安定を図りながら、子どもの自発的な活動を尊重するとともに促していく。
- エ 担当の保育士が替わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

## 第3章 健康及び安全

保育所内の保育において、子どもの健康と安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、ひとり一人の子どもの健康の保持及び増進ならびに安全の確保とともに、保育所全体における健康及び安全の確保に努めることが重要となる。また、子どもが自らの身体や健康に関心をもち、心身の機能を高めていくことが大切であるので、次に示す事項を踏まえて保育を行う必要がある。

### 1. 《子どもの健康支援》

(1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

- ア 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また必要に応じて随時に把握すること。
- イ 保護者からの情報とともに、登園時や保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談する

など適切な対応を図ること。看護師が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

ウ 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市や関係機関と連携し、児童福祉法に基づき適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

## (2) 健康増進

ア 子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、ひとり一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。

イ 子どもの心身の健康状態や疾病の把握のために、嘱託医等により、定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。

## (3) 疾病等への対応

ア 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

イ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

ウ アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、保育所内の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

エ 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全職員が対応できるようにしておくこと。

## 2, 《食育の推進》

### (1) 保育所の特性を生かした食育

ア 保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とすること。

イ 子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであること。

ウ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。

### (2) 食育の環境の整備等

ア 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、

調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員等との関わりや調理室など、食に関わる保育環境に配慮すること。

イ 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、市の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるように努めること。

ウ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、ひとり一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に、適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。

### 3, 《環境及び衛生管理並びに安全管理》

#### (1) 環境および衛生管理

ア 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備や用具等の衛生管理に努めること。

イ 施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、子ども及び全職員が清潔を保つようにすること。

#### (2) 事故防止および安全対策

ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関連機関の協力の下に安全指導を行う。

イ 事故防止の取組を行う際には、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことから、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。

ウ 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険個所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など、不測の事態に備えて、必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

### 4, 《災害への備え》

#### (1) 施設・設備の安全確保

ア 防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行うこと。

イ 備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から安全環境の整備に努めること。

#### (2) 災害発生時の対応体制および避難への備え

ア 火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成すること。

イ 定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図ること。

ウ 災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引渡し方法等について確認をしておくこと。

### (3) 地域の関係機関との連携

- ア 市の支援の下、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。
- イ 避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。

## 第4章 子育て支援

保育所における保護者に対する子育て支援は、すべての子どもの健やかな育ちを実現することができるよう、子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、保護者および地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するよう、次の事項に留意する。

### 1, 《保育所における子育て支援に関する基本的事項》

#### (1) 保育所の特性を生かした子育て支援

- ア 保護者に対する子育て支援を行う際には、地域や家庭の実情を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重すること。
- イ 保育や子育てに関する知識や技術など、保育士の専門性や子どもが常に存在する環境など、保育所の特性を生かし、保護者が子供の成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めること。

#### (2) 子育て支援に関して留意すべき事項

- ア 保護者に対する子育て支援における地域の関係機関との連携および協働を図り、保育所全体の体制構築に努めること。
- イ 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーを保護し、知り得た事柄の秘密を保持すること。

### 2, 《保育所を利用している保護者に対する子育て支援》

#### (1) 保護者との相互理解

- ア 日常の保育に関連した様々な機会を活用し、子どもの日々の様子の伝達や収集、保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るように努めること。
- イ 保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与することから、これを促すこと。

#### (2) 保護者の状況に配慮した個別の支援

- ア 保護者の就労と子育ての両立を支援するため、保護者の多様化した保育の需要に応じ、延長保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努め、子どもの生活の連続性を考慮すること。
- イ 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市や関連機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。

ウ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況に応じて個別の支援を行うよう努めること。

(3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援

ア 保護者に育児不安が見られる場合には、保護者の希望に応じて、個別の支援を行うよう努めること。

イ 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

### 3, 《地域の保護者等に対する子育て支援》

(1) 地域に開かれた子育て支援

ア 保育所は、児童福祉法に基づき、その行う保育に支障が無い限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対して、保育所の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めること。

イ 地域の子どもに対する一時預り事業などの活動を行う際には、ひとり一人の子どもの心身の状態などを考慮するとともに、日常の保育との関連に配慮するなど、柔軟に活動を展開できるようにすること。

(2) 地域の関係機関等との連携

ア 市の支援を得て、地域の関係機関との積極的な連携および協働を図るとともに、子育て支援に関する地域の人材と積極的に連携を図るように努めること。

イ 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携および協力して取り組むよう努めること。

## 第5章 職員の資質向上

保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えずひとり一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るように努めなければならない。

### 1, 《職員の資質向上に関する基本的事項》

(1) 保育所職員に求められる専門性

子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員ひとり一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。

各職員は、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、保育士・看護師・調理員・栄養士等、それぞれの職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。

## (2) 質の向上に向けた組織的な取組

保育所においては、保育の内容等に関する自己評価等を通じて把握した保育の質の向上に向けた課題に組織的に対応するため、保育内容の改善や保育士等の役割分担の見直し等に取り組むとともに、それぞれの職位や職務内容等に応じて、各職員が必要な知識及び技能を身に付けられるよう努めなければならない。

## 2, 《施設長の責務》

### (1) 施設長の責務と専門性

施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢等を踏まえ、施設長としての専門性等の向上に努め、当該保育所における保育の質及び職員の専門性向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。

### (2) 職員の研修機会の確保

施設長は、保育所の全体的な計画や各職員の研修の必要性等を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫により、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努めなければならない。

## 3, 《職員の研修等》

### (1) 職場における研修

職員が日々の保育実践を通じて、必要な知識や技術の修得、維持、向上を図るとともに、保育の課題等への共通理解や協働性を高め、保育所全体としての保育の質の向上を図っていくためには、日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢と環境が重要であり、職場内での研修の充実が図られなければならない。

### (2) 外部研修の活用

保育所における保育課題への的確な対応や、保育士等の専門性の向上を図るためには、職場内での研修に加え、関係機関等による研修の活用が有効であることから、必要に応じて、こうした外部研修への参加機会が確保されるよう努めなければならない。

## 4, 《研修の実施体制》

### (1) 体系的な研修計画の作成

保育所においては、保育所における保育課題や各職員キャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない。

### (2) 組織的な研修成果の活用

外部研修に参加する職員は、自らの専門性の向上を図るとともに、保育所における保育課題を理解し、その解決を实践できる力を身に付けることが重要である。また、研修で得た知識や技能

を他の職員と共有することにより、保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上につなげることが求められる。

(3) 研修の実施に関する留意事項

施設長は保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上のために、研修が特定の職員に偏ることなく行われるよう配慮する必要がある。また、研修を修了した職員については、その職務内容において、当該研修の成果が適切に勘案されることが望ましい。

## 【参考資料】

### (旧保育所保育指針に基づく旧ウィルビィバンビーノ保育指針より)

以下は、前の保育所保育指針に採用されていた年齢別の内容とねらいであるが、平成30年4月1日施行の新保育所保育指針では削除されています。

子どもの発達過程は個人差が大きく、特に3歳未満児においては一般的な表現が全く当てはまらないような個人差がある場合もあります。あくまで一般的な成長過程のサンプルとして標記されていたものですが、保育現場においては、実際の個人差との差異において、この表記が足かせとなって逆に混乱したという反省から削除されたものです。

ウィルビィバンビーノでは、そのような制度上の考え方の変遷を理解した上で、子どもへの対応を連続性のあるものとする為、あえて参考資料として残しています。

ご家庭で子どもの発達について参考にする場合であっても、個人差が大きいこと、環境に左右されて行きつ戻りつすること等を十分に理解して、文章面だけからお子様を画一的に捉えようとしないようにご注意くださいをお願いします。

お子様の発達について、気になる事がありましたら、どんなに些細な事でもウィルビィバンビーノの保育士へご相談下さい。一緒にそのことを共有していく中で、共に解決していくことがお子様の豊かな成長につながります。

## 《年齢別保育内容とねらい》

### ① おおむね0歳6ヶ月～1歳3ヶ月未満の頃

#### <子どもの姿・心の育ち>

- ・母体から得た免疫は次第に弱まり、感染症にかかりやすくなる。
- ・這う・座る・つかまり立ち・つたい歩き・ひとり立ちから一人歩きを始める。
- ・両手に物を持って打ちついたり、たたき合わせたり、左右の手で持ち替えることができるようになる。  
さらに手や指の機能が発達し、親指と人差し指で小さな物をつまめるようになる。
- ・特定の大人との信頼関係に基づく情緒の安定を基盤にして、周囲の人や物に興味を示し、探索活動が活発になる。
- ・特定の大人には、笑いかけたり甘えたり後追いするなど格別な思い入れを示すようになり、知っている人と知らない人を見分け人見知りをする。大好きな人が傍にいれば、その不安を乗り越えていくことができる。
- ・甘えたい・抱っこして欲しい・あっちへ行きたいなどいろいろな欲求や意思を、泣き声・身振り喃語などで伝えようとし、大人から自分に向けられた簡単な言葉が分かるようになる。
- ・離乳食が徐々に進み、食品の種類や量も増え、噛む力・飲み込む力が発達し、固形食を噛んで食べるようになる。

## ＜保育士の援助・環境構成＞

- ・ひとり一人の子どもの心身の発育・発達状態を的確に把握し、家庭との連携をとりながら保育をすすめる。
- ・1日24時間の生活を視野に入れた保育を心がけ、安定した生活リズムを作っているようにする。
- ・感染症にかかりやすいので、安全で清潔な環境を整え、一人一人の体の状態・機嫌・食欲などの日常の観察を十分行うとともに、発熱・下痢などの体の状態に変化が見られたときは、適切に対応する。
- ・安全で活動しやすい環境を整え、姿勢を変えたり、移動したり、様々な身体活動が十分経験できるようにしていく。
- ・特定の保育士との愛情豊かな関わりが、人間形成の基盤となり情緒や言葉の発達に大きく影響することを認識し、様々な欲求を適切に満たし、信頼関係を築いていく。
- ・身の回りの玩具や自然・保育士の優しい歌声・快い音楽などを、見たり・聞いたり・触れたりできる環境をつくり、目や耳・手などの感覚機能が発達するような働きかけをする。
- ・喃語や身振りなどに対し子どもの気持ちを汲み取り、それを言葉にして返すなど応答的に関わり、大人とのやり取りが心地よいと感じられるようにしていく。
- ・ひとり一人の子どもの嚥下機能の発達や、口唇を使つての取り込み（捕食）を覚えることや、咀嚼機能の獲得に応じ、食品の種類・量・大きさ・固さなどの調理形態に配慮し、子どもが自分から食べようとする意欲や行動を大切にしていく。

## 《愛着形成と人見知りの時期としての内容とねらい》

### 【ねらい】

- 安全で衛生的な環境をつくり、体の状態を細かく観察し、疾病や異常の発見に努め、快適に生活できるようにする。
- ひとり一人の子どもの生活のリズムを大切にして、食欲・睡眠・排泄などの生理的欲求を十分に満たし、生命の保持と生活の安定を図る。
- ひとり一人の子どもの甘えなどの依存欲求を満たし情緒の安定を図る。
- 活発に手足を動かし姿勢を変えたり、移動したり様々に身体を動かして遊ぶ。
- 見る、聞く、触る、なめるなどの経験を通して、感覚や手や指の機能を働かそうとする。
- 絵本・玩具・身近な家庭用品を見たり触れたりし、身の回りのものに興味や好奇心が芽生える。
- 発声や喃語に優しく語りかけてもらい発語の意欲が育っていく。
- 泣く・表情・身振りで、自分の気持ちや欲求を表すようになる。

### 【内容】

- ・ひとり一人の子どもの平常の健康状態を把握し、異常のある場合は適切に対応する。
- ・ひとり一人の子どもの心身の発達の状態を的確に把握する。（目の動き、音への反応、声の出し方、指先・全身の動かし方）
- ・家庭との連携を密にし、嘱託医と相談しながら子どもの疾病や事故防止（誤飲、転倒など）に努め、保健的で安全な保育環境を整える。
- ・体、衣服、身の回りにあるものを、常に清潔な状態にしておく。
- ・室内外の温度、湿度に留意し、子どもの健康状態に合わせて、衣服の調節をする。
- ・ひとり一人の子どもの生理的欲求を十分に満たし、保育士の愛情豊かな受容的関わりにより、心地よ

い生活ができるようにする。

- ・子どもの生活や成長にふさわしい生活リズムを作るように家庭と協力する。
- ・ひとり一人の子どもの生活リズムを大切に、眠いときは安心して十分に眠ることができるようにする。
- ・おむつが汚れたら直ぐに取替え、優しく言葉をかけながらきれいになった心地よさを感じることができるようになる。
- ・ひとり一人の子どもの甘えや欲求を受け止め、子どもの気持ちにそって、優しいまなざし、言葉かけ、スキンシップなどを十分にとりながら対応する。
- ・寝返り、お座り、はいはい、つたい歩き、立つ、歩くなどそれぞれの発達にあった活動を十分に行う。
- ・いろいろな素材の玩具を、触ったり、なめたり、噛んだりする。
- ・つまむ、たたく、引っ張るなど手や指を使って遊ぶ。
- ・保育士の歌を聞いたり、歌やリズムに合わせて手足や体を動かしたりして楽しむ。
- ・生活や遊びの中で保育士のすることに興味を持ってじっと見たり、まねをしたりする。
- ・保育士の膝に座り、ゆったりとした関わりの中で、きれいな色彩のものや身近な動物・乗り物・食べ物などの絵本を見る。
- ・喃語や片言を優しく受け止めてもらったり、返してもらったり等の関わりを喜ぶ。
- ・気持ちや欲求に応答してもらい、受け止めてもらった心地よさや安心感を感じる。

## 《食育としての内容とねらい》

### 【ねらい】

- 離乳が進み、様々な食品の味や形態に慣れ、徐々に自分の手で食べたいという気持ちが育つ。
- お腹がすき、喜んで離乳食を食べたり、ミルクを飲んだりする。
- いろいろな食べものを見る、つかむ、味わう経験を通して自分で食べたいという気持ちが育つ。

### 【内容】

- ・ご家族、看護師、栄養士などと相談しながら、離乳を進めていく。(舌・口・歯ぐきの動き、歯の生え方、食べ方、表情など十分把握し食材の形態を工夫する)
- ・特定の保育士に、優しく語りかけてもらいながら、喜んで離乳食を食べる。
- ・手づかみで食べる経験を十分に、自分で食べたいという意欲が芽生える。
- ・お腹がすいたら、泣く、または喃語によってミルクや食べものを催促する。
- ・吸うばかりでなく、舌や歯ぐきを使いつぶして食べる。
- ・食品の種類が少しずつ増え、いろいろな味や舌触りに慣れる。

## ② おおむね1歳3ヶ月～2歳未満の頃

### <子どもの姿・心の育ち>

- ・1日3回の食事になり睡眠時間も一定し、生活のリズムが安定してくる。
- ・離乳食が完了して乳児食に移行する。大人に手助けされながら手づかみ・スプーンで食べようとする。

- ・自分の意志で自分の身体を動かすことができるようになる。また、一人歩きを繰り返す中で脚力やバランスが身につくことが安定する。
- ・手・指の機能が発達し、指先を使ってつまんだり・拾ったり・引っ張ったりするなど物の出し入れや操作をくりかえす。
- ・行動範囲が広がり身の回りの物に対する興味が増し、探索行動が盛んになる。
- ・自我の芽生えと共に身近な人や身の回りにある物に興味や関心を示し自分で触ったり、使ってみようとする。
- ・友達や周囲の人への興味や関心が高まり、他の子どものしぐさや行動を真似たりする。また、同じ玩具を欲しがり取り合いになることもある。
- ・実際に目の前にはない場面や事物を頭の中でイメージして、お手玉やチェーンを食べ物に見立てるなどの象徴機能が発達し、人や物との関わりが強まる。
- ・片言や一語文を言ったり、言葉で言い表せないことは指差し、身振りなどで示したり、親しい大人に自分の気持ちを伝えようとする。
- ・言葉の数も増え「ぶーぶー あった」「わんわん いた」などの二つの単語をつなげ二語文を話し始める。
- ・喜ぶ・泣く・怒る等いろいろな感情表現によって、大人の関心を引き、好きな人を独占したいという気持ちが出てくる。

#### <保育士の援助・環境構成>

- ・ひとり一人の生活リズムや運動機能の発達に合わせて快適に生活できるようにする。
- ・手・足・全身の運動機能の発達を見極め、斜面をのぼる・でこぼこ道を歩く・段差をのぼるなど個々に合った運動遊びを提供する。
- ・自分の気持ちを言葉で表現できず思い通りにいかないことで、大人が困るようなことをすることも成長・発達の過程であることを理解して対応する。
- ・生活のあらゆる場面において自分でしようとする気持ちを尊重して、できることを少しずつ広げていけるようにする。
- ・味の好みが出てくるので、食べたいものからすすめて意欲を損なわないようにする。
- ・探索行動が活発になるので、子どもの動きに予測を持ち安全な環境の中で十分活動できるようにする。
- ・身の回りの人や物に興味を示し見たり触れたりしようとする思いを十分受け止めていく。また、子どもの行動をむやみに禁止せず、子どもの動き・探索の体験を見守っていく。
- ・指差しや身振り、片言で伝えようとしていることを言葉にして受け止め、子どもが気持ちを伝えられる喜びや楽しさを感じ、思いを表せるようにする。
- ・自分の思い通りにいかないことや周囲の人に自分の気持ちが伝わらなかったことに対してかんしゃくを起こしたり言葉や態度で伝えてくる事がある。安心して自分の気持ちが表せるよう、子どもの気持ちを十分に受け止めふれあいや語りかけを多くし情緒の安定を図るようにする。
- ・一人あそびが十分できるように興味を持った遊びを楽しめる場や物、時間を保障する。

## 《発語と探索の時期としての内容とねらい》

### 【ねらい】

- 安全で衛生的な環境の下、身体の状態を的確に把握して快適に生活できるようにする。
- ひとり一人の子どもの生理的欲求や甘えなどの依存欲求を満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。
- ひとり一人の子どもの状態に応じて睡眠など適切な休息をとるようにし快適に過ごせるようにする。
- 安心できる保育士のもとで生活や遊びを通じて、自分でしようとする気持ちが芽生える。
- 安全で活動しやすい環境の中で歩行が完成し、自由に体を動かす事を楽しむ。
- 身の回りの様々なものに触れ、探索活動を楽しむ。
- 保育士に見守られ、身の回りの大人や子どもに関心を持ち真似をしたり関わろうとする。
- 保育士に話しかけられる心地良さやうれしさから言葉を使うことを楽しむ。
- 絵本や玩具などに興味をもって遊ぶことを楽しむ。
- 保育士の歌や身近な音楽に親しみ、身体を動かすことを楽しむ。

### 【内容】

- ・ひとり一人の子どもの健康状態や発育及び発達状態を把握し異常を感じる場合は適切に対応する。
- ・生活環境を常に清潔な状態に保つ。
- ・室内外の温度、湿度に留意し、子どもの状態に合わせて衣服の調節をする。
- ・自分の気持ちを安心して表すことができるように、一人一人の子どもの気持ちを理解し受容することにより、子どもとの信頼関係を深める。
- ・ひとり一人の子どもの生活リズムに合わせて、適度な休息や睡眠が取れるようにする。
- ・便器での排泄に慣れるように、ひとり一人の子どもの排尿間隔を知り、オムツが汚れていないときはトイレに誘う。
- ・保育者の言葉かけと援助で衣服の着脱に興味を持てるようにする。
- ・食事の前後や汚れた時は顔や手を拭いてきれいになった快さを感じる事が出来るようにする。
- ・歩く・登る・降りる・くぐる・押す・引っ張る・跳ぶなど全身を使って遊ぶ。
- ・いじる・たたく・つまむ・転がす・穴に落とす・形に合わせる・引くなど手や指を使って遊ぶ。
- ・保育士に見守られ、好きな玩具や遊具で一人遊びを十分に楽しむ。
- ・身の回りの大人や子どもに関心を持ち、仕草や動作を真似しようとする。
- ・戸外への好奇心や関心を持ち保育士と一緒に砂や石・植物などの自然物に触れて遊ぶ。
- ・保育士の言葉かけを喜び、おうむ返しや、自分から片言などを盛んに使うようになり、二語文を話し始める。
- ・興味のある絵本を保育士と一緒に見ながら、指さしをしたり、簡単な言葉の繰り返しや模倣をして遊ぶ。
- ・積んだものを崩す・落とす・容器の中身を出したり入れたりする
- ・動きのある物を追いかけるなど、変化と発見を繰り返し楽しむ。
- ・保育士と一緒に歌ったり簡単な手遊びをしたり、体を動かして遊ぶ。

## 《食育としての内容とねらい》

### 【ねらい】

- 楽しい雰囲気のもとで食べる。
- お腹が空き、喜んで食事をする。
- さまざまな食品や調理形態に慣れる。

### 【内容】

- ・楽しい雰囲気の中、食事・間食を摂る。
- ・スプーンを使って自分で食べようとする。
- ・よく遊び、よく眠り、食事を楽しむ。
- ・保育士を真似てしぐさや片言で食前食後のあいさつをする。
- ・さまざまな素材・大きさ・固さなどの食品を体験し、よく噛んで食べる。

## ③ おおむね2歳の頃

### <子どもの姿・心の育ち>

- ・大人の手を借りずに何でも自分でやろうとするが、思い通りにいかないと癇癪を起したり反抗したりして、自己主張をするようになる。また、自分の思いを通そうとするために他の子とのぶつかり合いも多くなる。
- ・周りの人の言葉や行動に興味を示し、盛んに模倣する。
- ・自分でスプーン（フォーク）を使って、友達と一緒に食べることを楽しむ。
- ・排泄機能が発達し、トイレで排泄できるようになってくる。
- ・衣服の着脱や身の回りのことを自分でやろうとする。
- ・歩行が一段と安定し、走る、跳ぶなど基本的な運動機能が伸びる。
- ・手首を動かしたり、指先を使ったりして、いろいろな遊びができるようになる。
- ・気に入った遊びを一人で楽しむ姿が多く見られる。また、周りの子の行動に興味を示し、盛んに模倣し、保育士や遊具を仲立ちとして同じ場所で遊ぶ姿も出てくる。
- ・身の回りの様々なものへの興味が出てきて、感じた思いを表情や言葉で表わすようになる。
- ・発声が明瞭になり、語彙も増え、日常生活に必要な言葉が分かるようになる。また、自分のしたいこと、してほしいことを言葉で表出できるようになってくる。
- ・遊具などをいろいろなものに見立てたり、「・・・のつもり」になって遊ぶことを楽しむ。また、保育士と一緒に簡単なごっこ遊びをするようになってくる。
- ・言葉の繰り返しや音楽のリズムを楽しみ、保育士と一緒に唱えたり、歌ったり、身体を動かすことを好む。

### <保育士の援助・環境構成>

- ・生活の様々な場面で感情が揺れ動く姿は、自我の順調な育ちであることを理解し、ひとり一人の気持ちに添って甘えを受け止めたり、さりげなく援助していく。

- ・大人の生活を模倣し、何でもやってみたい時期なので、保育士はよいモデルとなって言葉遣いや振る舞いに配慮する。
- ・生活に必要な基本的な習慣の形成については、ひとり一人の子どもの発育、発達状態、健康状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で繰り返し経験させていく。また、自分でしようとする気持ちを大切にし、一人でできた時の喜びを受け止める。
- ・自分ではできるつもりで行動するが、危険を伴うこともあるので、保育士は安全に留意し、子どもが満足できる遊びを提供するなど必要な援助をしていく。
- ・戸外遊びや遊具で遊ぶ機会を多くし、子どもが楽しみながら全身や手足を使う遊びができるようにしてゆく。
- ・子ども同士のぶつかり合いが多くなるので、保育士はお互いの自己主張を受け止め、根気よくかわり方を知らせていく。
- ・自分から保育士に話しかけたいという気持ちを大切にし、応答的な関わりの中で、言葉を獲得し使う事ができるようにする。
- ・子どものつぶやきやしぐさなどを受け止めながら、独り遊びを十分に楽しめるように、時間、場所、玩具を十分に用意していく。また、模倣やごっこ遊びの中で、他の子どもと同じ場で遊ぶ楽しさを次第に体験できるように、保育士が仲立ちをしていく。

## 《自我の育ちと模倣の時期としての内容とねらい》

### 【ねらい】

- 保健的で安全な環境をつくり、快適に生活できるようにする。
- ひとり一人の子どもの欲求を満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。
- 睡眠など適切に休息の機会をつくり、心身の疲れを癒して、集団生活による緊張を緩和する。
- 保育士の見守りの中で、簡単な身の回りのことを自分でしようとする。
- 保育士と一緒に、全身や手、指を使う遊びを楽しむ。
- 保育士の見守りの中で、様々な人がいることを知る。また、徐々に友達と関わって遊ぶ楽しさを味わう。
- 身の回りの物や身近な生き物・植物を見たり触れたり、保育士から話を聞いたりして興味や関心を広げる。
- 生活や遊びの中で言葉のやりとりを楽しんだり、身近な人の模倣をしたり、保育士と一緒に簡単なごっこ遊びを楽しむ。
- 興味のあることや経験したことなどを生活や遊びの中で、保育士と共に好きなように表現する。

### 【内容】

- ・ひとり一人の子どもの健康状態や発育・発達状態を把握し、異常のある場合は適切に対応する。
- ・生活環境を常に清潔な状態に保つと共に、身の回りの清潔や安全の習慣が少しずつ身につくようにする。
- ・ひとり一人の子どもの気持ちを理解し受容することにより子どもとの信頼関係を深め、自分の気持ちを安心して表わすことができるようにする。
- ・落ち着いた雰囲気を作り、ひとり一人の子どものに合わせて対応し、安心して眠れるようにする。
- ・自分から、または言葉をかけてもらうなどして便器に座り、保育士が見守る中で排泄しようとする。

- ・保育士の手助けを受けながら、簡単な衣服の着脱を自分でしようとする。
- ・保育士の手助けを受けながら、顔を拭く、手を洗う、鼻を拭くなど身の回りのことを少しずつ自分でしようとする。
- ・走る・跳ぶ・登る・蹴る・押す・引っ張る・投げるなど全身を使う遊びを楽しむ。
- ・つまむ・めくる・丸める・ちぎる・やぶる・なぐり描きをするなどの手や指を使う遊びを楽しむ。
- ・自分の物、人の物に気づくようになり、保育士の適切な援助によって、自分の物の置き場所が分かる。
- ・身近に様々な人がいることを知り、生活や遊びの中で関わりをもつ。・保育士の仲立ちによって、共同の遊具などを使って遊ぶ。
- ・身の回りの物や、生き物、植物などに興味を持ち、見たり触れたりして遊ぶ。
- ・生活に必要な簡単な言葉を聞き分け、また、様々な出来事に関心を示し、言葉で表そうとする。
- ・保育士と一緒に、身近な生活のみたて遊び、つもり遊び、ごっこ遊びを楽しむ。
- ・絵本や紙芝居を保育士に読んでもらい楽しんで見たり聞いたりし、繰り返しのある言葉の模倣を楽しむ。
- ・保育士と一緒に、水・砂・土・紙・布などの色々な素材に触れて遊ぶ。
- ・保育士と一緒に歌ったり簡単な手遊びをしたり、リズムに合わせて体を動かしたりして遊ぶ。

## 《食育としての内容とねらい》

### 【ねらい】

- 楽しい雰囲気の中で自分から食事をしようとする。
- お腹がすき、おいしく食べる。
- いろいろな種類の食べものや料理を味わう。
- 食事に必要な習慣が少しずつ身につく。

### 【内容】

- ・保育士の働きかけにより食べ慣れないものも少しずつ食べようとする。
- ・よく遊び、よく眠り、友達と共に食べることを楽しむ。
- ・食べものに関心をもち、自分で食べようとする。
- ・保育士の手助けを受けながら、手洗い、あいさつなどを自分でしようとする。

## ④ おおむね3歳の頃

### <子どもの姿・心の育ち>

- ・食事、排泄、衣類の着脱など、自分でできることは自分でしようとする。
- ・運動機能が伸びてきて、走る、跳ぶ、投げる、蹴るなどの基本的な動作ができる。
- ・自我がよりはっきりし、「何でも自分でできる」という意識が強くなり、大人の手助けを拒むことが多くなる。その反面、大人に依存したい気持ちもある。
- ・平行遊びをしながら、興味のある友達の模倣をしたり、遊具を仲立ちとして関わったりする。
- ・気の合う子と少人数で遊ぶ姿も見られる。
- ・自分の思っていることと、相手の思っていることの違いが分からず、けんかになることもあるが一緒にいることを喜ぶ。

- ・保育士の手伝いをしたり、ほめられたり、認められたりすることを喜ぶ。
- ・生命が人だけでなく、他の無生物にもあると思い、空想や想像の世界を楽しむ。
- ・身近な虫や草花を見たり、直接触れたりすることを喜ぶ。
- ・語彙数が急激に増え、生活や遊びに必要な言葉を自分から使おうとする。また、知的興味や関心が高まり、「なぜ」「どうして」などの質問を盛んにする。
- ・日常の経験を取り入れ、再現して遊ぶようになる。また、簡単なストーリーが分かり、登場人物と自分を同化してごっこ遊びをするようになる。

### ＜保育士の援助・環境構成＞

- ・基本的な生活習慣は、自分でしようとする気持ちを大切にし、できるところは認めたり、できないところは必要に応じて手助けし、できるようになる喜びを味わえるようにする。
- ・全身を動かして遊べるよう、戸外での活動を多く取り入れ、様々な環境を利用する。興味や関心が持てるよう運動用具や遊具を用意し、身体の諸機能の発達を促す。
- ・自我がはっきりしてくるが、自分の思いをうまく言葉や行動に表すことができないところもあるので、その時の状況に応じて、子どもの気持ちをしっかり受け止め、必要な援助をしていく。
- ・平行して遊びながら、友達の遊びを模倣したり、時には関わって遊んだりするよう仲立ちとなる。
- ・子ども同士のぶつかり合いを見守り、双方の思いをくみ取りながら相手の気持ちに気付かせていく。
- ・手伝いをしてくれてありがとうという気持ちを伝えていき、人に喜ばれることや「できた」という満足感を味わえるようにする。
- ・子どもが発見したこと、面白いと思ったことに共感し、一緒に関わりながら想像の世界を広げていく。
- ・草花や木の実を遊びに使ったり、虫や小動物を見たり、触れたりしながら、生命の不思議さ、大切に思う気持ちを育てていく。
- ・子どもの話をよく聞き、伝えたいことの意味をくみ取り、話したいという気持ちを満たすことができるようにする。
- ・言葉と行動や出来事が結びつくように、保育士は適切な言葉で話したり応えたりし、子どもが場面に合った言葉を話せるようにする。
- ・経験したことを自分なりに表現できるよう、ごっこ遊びに必要な素材や用具を揃え、イメージをふくらませていく。

## 《自分の気持ちを言葉で表現しようとする時期としての内容とねらい》

### 【ねらい】

- 保健的で安全な環境をつくり、快適に生活できるようにする。
- 自分の気持ちを安心して表し、情緒の安定した生活ができるようにする。
- 食事、排泄、睡眠、休息、衣類の着脱など、生活に必要な基本的な習慣が次第に身につくようにする。
- 体を動かして遊ぶことを楽しむ。
- 身近な大人や友達に関心を持ち模倣して遊んだり、親しみを持って関わろうとする。
- 身の回りにある様々な色や形、音色や感触、味や香りに気付いたり感じたりする。
- 保育士や友達の言葉に興味関心を持ち、聞いたり話したりする。
- 絵本や物語などに親しみ、想像する楽しさを味わう。

○感じたことや思ったことを描いたり、歌ったり、体を動かしたりして自分なりに表現しようとする。

### 【内容】

- ・ひとり一人の健康状態・発達状態を把握し、異常を感じる場合は適切に対応する。
- ・ひとり一人の子どもの気持ちを受容し、共感しながら信頼関係を築いていく
- ・食事、排泄、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどを、意欲的に行えるように、自分でしようとする気持ちを受け止め、待ったり言葉をかけたりする。
- ・生活や遊びの中で危険な場所や安全な遊び方を知らせる。
- ・戸外で遊ぶことの心地よさを味わい、様々な遊具や用具などを使った運動や遊びを楽しむ。
- ・ひも通しやボタンかけ、布をたたむなど、手や指先を使って遊ぶ。
- ・自己主張し合うことで、友達とけんかになるが、保育士の仲立ちにより徐々に相手の気持ちに気付くようになる。
- ・年上の友達と遊んでもらったり、模倣して遊んだりする。
- ・保育士の関わりや言葉かけにより、順番・交代や黙って人の物を持っていかないなど、生活や遊びに必要なきまりや約束ごとを知り守ろうとする。
- ・身近にある草花や虫、小動物を見たり、触れたりして親しみを持つ。
- ・気温の変化、木の葉の色の移ろい、風の冷たさなどを通して季節により自然が変化することに気付く。
- ・「おはよう」「ありがとう」「おやすみなさい」などのあいさつや、「はい」の返事など、生活や遊びに必要な言葉を使う。
- ・したいこと、してほしいことを言葉に表し、分からないことを質問する。また、保育士や友達と簡単な言葉のやり取りを楽しむ。
- ・絵本の中の登場人物になりきって遊び、自分でイメージしたことを表現して楽しむ。
- ・興味を持ったことを保育士と一緒に言葉にしたりごっこ遊びにして楽しむ。
- ・砂、紙、粘土など様々な素材に触れ、描いたり、作ったりして遊ぶことを楽しむ。
- ・音楽に親しみ、歌を歌うこと、音楽に合わせて体を動かすこと、友達と一緒に踊ることなどを楽しむ。

## 《食育としての内容とねらい》

### 【ねらい】

- 自分で食事ができ、友達と一緒に食べる楽しさを味わう。
- できるだけ多くの種類の食べ物や料理を味わう。
- 食事に必要な習慣や態度を身につけていく。

### 【内容】

- ・和やかな雰囲気の中で、おいしく食べる。
- ・食材を見たり触れたりして興味を持つ。様々な食品を食べてみようとする。
- ・大人に見守られながら食事に必要なうがい、手洗い、あいさつなど自分でしようとする。

## 保育課程と個別保育計画作成について (作成マニュアル)

### ① 「保育課程」と「個別保育計画」の関係

○児童福祉法 35 条に基づく「保育所保育指針」に従って、計画的かつ一貫性のある保育により、子供の最善の利益を第一義的に求めるため、乳幼児の受入に際しては、家庭環境や成育歴まで考慮し、保育全般の根幹となる「保育課程」を策定し、その具体的な個別対応として「個別保育計画」を作成するものとする。したがって、保育課程と個別保育計画は表裏一体のものとして一貫性のあるものである。



### ② 「保育課程」はウィルビィバンビーノ内での保育の根幹となり、より包括的な捉え方およびウィルビィの目指す保育方針等を反映し、年齢別および発達段階別の保育内容や成長の全体像を描き出すものであり、国の定める保育所保育指針の解説部分に従って一般的な年間目標を構成し、その目標ごとの「ねらい」を設定する。

年間目標を長期目標と位置付ける。



### ③ 「個別保育計画」は月別目標および週間目標によって構成し、個人差に応じた達成目標のため「保育課程」を十分に反映し、健康・環境・人間関係・言葉・表現の5領域に関して、その保育乳幼児の発達の個人差に対応したものとして作成する。

月間目標及び週間目標は短期目標と位置付ける



### ④ 「月間保育計画」は月始めに設定し、月の終わりには、担当保育士は評価(モニタリング)をして、次月の保育計画に効果的につなげる。



### ⑤ 「週間保育計画」は週末にその週のモニタリングと併せて必要に応じて設定し、月間保育計画とともに効果的に実施する。但し、日毎の必要な計画は「日案」として、週間保育計画と併せて作成する。



### ⑥ その当該保育乳幼児に関わる保育課程と個別保育計画の両方をもって、その者の『保育の計画』とする。



### ⑦ 保育の計画は、保育士が家庭との密接な連携と情報収集に基づき、保育所内のすべての職種の者との連携の下に作成しなければならない。

